

第7期練馬区高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画（平成30～32年度）  
の策定について

平成29年5月30日

第4期練馬区第10回地域包括支援センター運営協議会

第4期練馬区第10回地域密着型サービス運営委員会

# 1 計画の概要

## < 目的 >

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定している。

## < 法的位置づけ >

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画

## < ビジョン等との関係 >

みどりの風吹くまちビジョン、区政改革計画、アクションプランに基づく分野別計画として策定

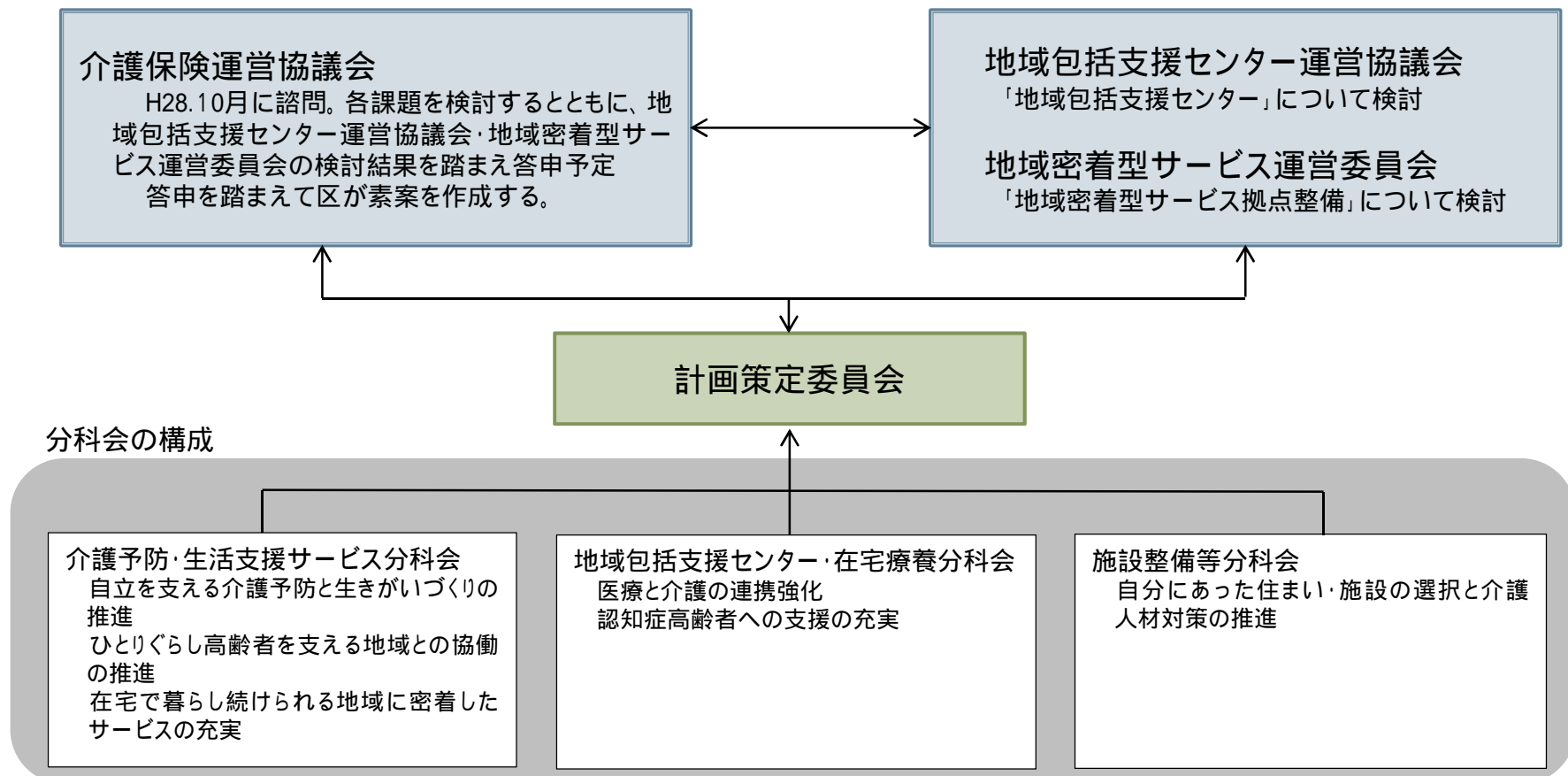
平成30年度から始まる都の保健医療計画との同時改定となるため、整合性を確保

## < 計画期間 >

計画期間は、平成30年度から32年度までの3か年

## 2 検討体制のイメージ

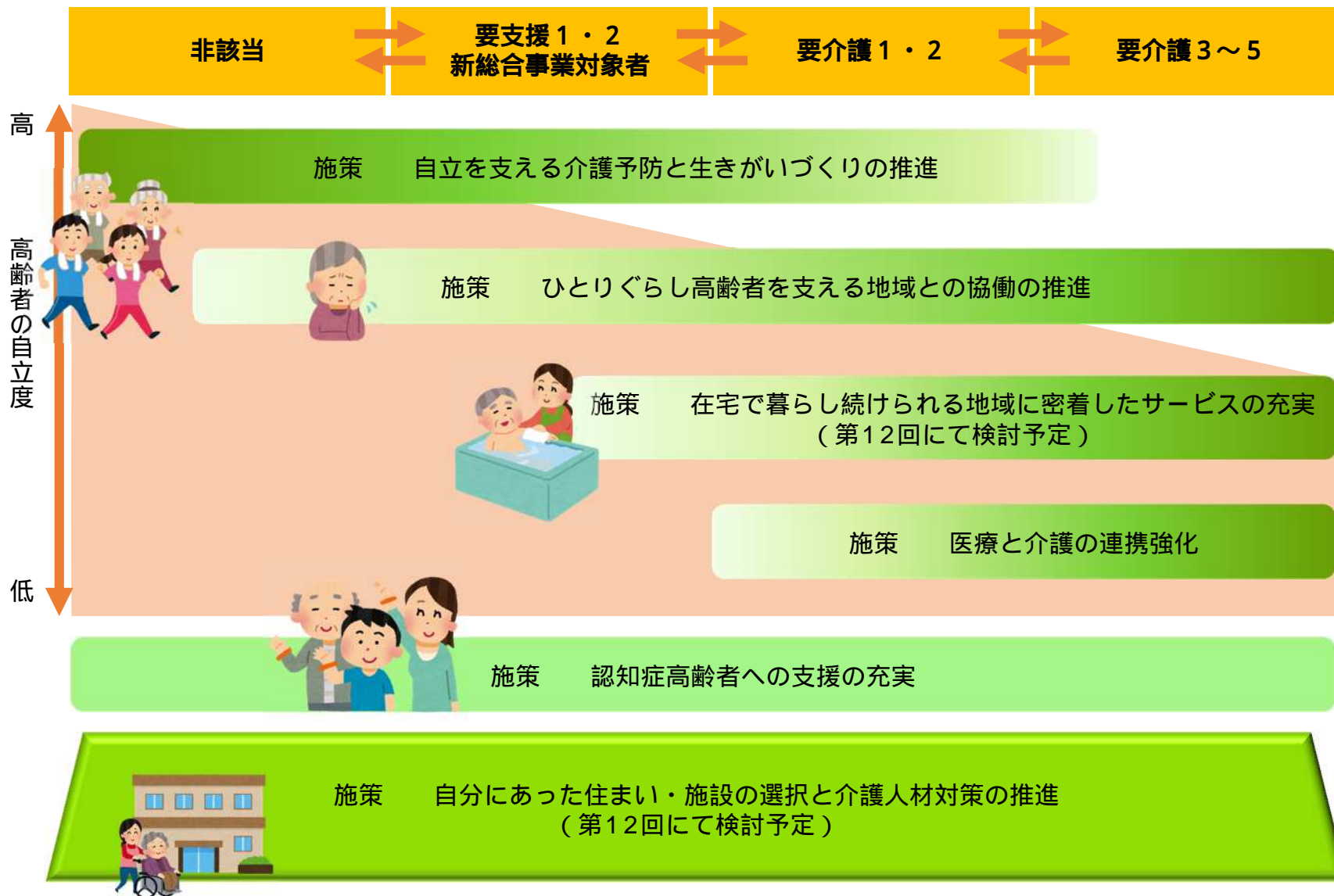
- 第7期計画策定に向けた提言等を行うため、区長の付属機関である介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会が各々の所掌する課題について検討する。
- 依頼を受けた審議機関による検討結果についての回答を踏まえ、介護保険運営協議会で答申を作成する。



### 3 施策のイメージ

【例】施策が想定している主な対象者と高齢者の状態像を組み合わせた場合のイメージ

< 高齢者の要介護認定の状況 >



地域包括ケアシステムの確立

## 4 スケジュール

年	月	練馬区地域包括支援センター運営協議会 練馬区地域密着型サービス運営委員会	練馬区介護保険運営協議会
29	3月		第6回 高齢者基礎調査の結果（速報）
	4月		第7回 施策 検討 在宅介護実態調査の結果（速報）
	5月	第10回 高齢者基礎調査の結果（速報） 在宅介護実態調査の結果（速報） 地域包括支援センター関連検討	第8回 施策 検討
	6月		
	7月頃	第11回 地域密着型サービス関連検討	第9回 施策 検討
	8月頃	第12回 課題整理	第10回 課題整理